

# 国保は健康と暮らしを守る 納税通知書を7月中旬に発送します



気軽に運動し健康な生活を

本年度の国民健康保険(国保)の納税通知書を、7月中旬に発送します。国保税は医療費などの支払いに充てるための大切な財源。病気やけがに備え、加入者の皆さんが負担能力に応じて納付する仕組みです。

## 期限を守って納付を 国保税コンビニ納付が可能に

**納税義務者**  
国保税の納税義務者は世帯主。世帯主が国保に加入していても家族の誰かが加入している場合は、世帯主あてに納税通知書を送ります。

**国保税の内訳**  
医療給付費分は加入者の医療費な

どを賄うために納めるもので、加入者全員に課税。また、介護納付金分は国保加入者のうち40歳以上65歳未満の人に課税されるもので、介護保険料です。

**国保税の税率**  
表1のとおり。大胡・宮城・粕川

地区については、合併による課税額の急激な変化を抑えるために、各地区ごとに異なる税率で課税しています。

**納税通知書が変わります**  
納税通知書に課税内訳を掲載。国保加入者の課税内容と参考税額が記載されます。

本年度の納税通知書からコンビニエンス・ストアで、国保税を納めることができます。銀行などの窓口で



の納付などと併せて、都合のよい方法をお選びください。  
なお、次のものはコンビニエンス・ストアで納付できません。  
①バーコードの無い納付書、傷や汚れなどによりバーコードを読み取れない納付書。  
②1枚当たりの納付書金額が30万円を超えるもの。  
③現金以外の納付。  
**本年度の改正事項**  
医療給付費分の課税限度額が56万円に。また、国保税の負担増加を段階的に緩和するために、公的年金などの控除額が見直され、特別控除が適用されます。

**国保税の軽減制度**  
前年中の所得が一定金額以下の場合、国保税の軽減制度があります。確定申告や住民税の申告をしていない場合は、軽減制度を受けることができます。必ず申告してください。

**納付が困難な人**  
災害などの特別な事情で、国保税を納付できないときは、申請すると減免を受けられる場合もあります。

**滞納が続くと**  
滞納が続くと、保険証を返還し、代わりに資格証明書が交付されます。その場合、医療機関の窓口では、いったん医療費を全額支払わなくてはなりません。

○：問い合わせは国保年金課 ☎ 890-6250へ。

## 国保加入者に軽減措置 入院医療費・食事療養費など

### 70歳未満の国保加入者

国保に加入している70歳未満の入院患者は、申請すると「限度額適用認定証」を交付。医療機関で保険証と一緒に提示すると、入院時の医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。外来には適用がありませんが、本市では「高額療養費受領委任払制度」がありますので、ご相談ください。70歳未満の自己負担限

医療給付費分								
区分	大胡・宮城・粕川地区以外の市域		大胡地区		宮城地区		粕川地区	
	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度
所得割	7.90%		7.40%	7.65%	7.07%	7.48%	6.80%	7.35%
資産割	9%		23.05%	16.02%	26.50%	17.75%	35%	22%
均等割	2万5,200円		2万4,840円	2万5,020円	2万3,580円	2万4,390円	2万1,090円	2万3,130円
平等割	2万400円		2万2,700円	2万1,550円	2万1,940円	2万1,170円	2万1,700円	2万1,050円

  

区分	大胡・宮城・粕川地区以外の市域		大胡地区		宮城地区		粕川地区	
	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度
所得割	1.86%		1.49%	1.68%	1.31%	1.59%	1.30%	1.58%
資産割			2.45%	1.22%	1.25%	0.62%	2.20%	1.10%
均等割	1万2,960円		1万800円	1万1,880円	1万470円	1万1,710円	9,600円	1万1,280円
平等割	2,400円		3,940円	3,170円	2,800円	2,600円	2,940円	2,670円

※表中の均等割は一人当たり、平等割は一世帯当たりの額です。

区分	自己負担限度額
上位所得者 (基礎控除後の所得 600万円超)	15万円 + 1% (8万3,400円)
一般	8万100円 + 1% (4万4,400円)
市民税非課税世帯	3万5,400円 (2万4,600円)

※「1%」は、実際にかかった医療費の総額が上位所得者50万円、一般26万7,000円を超えた場合、超過額の1%を追加負担。  
※( )内は年4回以上該当した場合の4回目以降の額。  
※所得の申告がないと上位所得者として扱います。

区分	対象	入院・世帯ごとの限度額
低所得II	世帯主及び国保加入者(老人保健は世帯全員)が市民税非課税の人	2万4,600円
低所得I	世帯主と国保加入者(老人保健は世帯全員)が市民税非課税で、かつ各種収入から必要経費・控除を差し引いた所得が0円になる世帯の人	1万5,000円

**70歳以上の自己負担限度額**  
表3のとおり。  
**入院時食事療養費標準負担額**  
表4のとおり。  
○：問い合わせは国保年金課 ☎ 890-6249へ。

対象	1食あたりの負担額	
一般	260円	
市民税非課税世帯などの人 (70歳以上は上表で低所得IIの人)	入院が90日以内	210円
	入院が過去1年間に91日以上	160円
70歳以上で上表の低所得Iの人	100円	

### 老人医療

加入している健康保険などの種類に関係なく75歳以上または昭和7年9月30日以前に生まれ、市民税非課税世帯の人は、申請し認定されると「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付。一部負担金が軽減され、食事療養費の標準負担額が減額されます。なお、世帯全員の所得金額がないか市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給している人は、表3の「低所得I」の対象になります。  
○：問い合わせは国保年金課 ☎ 890-6253へ。